

廃棄物処理法・災対 基本法改正案が成立

参院で9項目の附帯決議

東日本大震災などを教訓に災害廃棄物の円滑・迅速な処理を確保するた

めの廃棄物処理法および災害対策基本法改正案が10日、参議院本会議で賛成多数で可決、成立した。施行は公布の20日後。また、9日の参議院環境委員会では、今回の改正案に盛り込まれなかった放射性物質に汚染された廃棄物の処理体制について、早急に法整備を含めた対応を検討し、万が一原子力災害が起きた場合に備えることなど、計9項目の附帯決議が付された。

改正案では、廃棄物処理法の主な改正点として、災害廃棄物の処理に関する基本理念や、国、地方自治体および事業者など関係者間の連携・協力の責務を明確化した。また、国が定める基本方針と都道府県が定める基本計画の規定事項を拡充するほか、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置や既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続きの簡素化などを図る。また、災害対策基本法では、災害廃棄物処理に関する基本的方向などについて環境相が指針を策定するほか、被災地域から要請が必要と認められる場合は、環境相が処理を代行できる措置を新たに規定する。